

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
A I ス ト ー ム 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員 今 井 俊 夫

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ai-storm.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR 情報」「IR ライブラリー/その他」「株主総会関連お知らせ」を順に選択いただき、ご確認下さい。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3719/teiji/>

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和8年3月27日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、令和8年3月27日（金曜日）午後5時30分までに、各議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使については、後記47頁に記載の＜インターネットによる議決権行使のご案内＞をご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和8年3月30日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号
日本教育会館 7階 707号会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報 告 事 項 第62期（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効のものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに於いて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

( 令和7年1月1日から  
令和7年12月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの緩やかに回復に向かっております。一方、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要となっております。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要もあります。このような環境のもと、ITコンサルティング事業に関しまして、各企業は様々な対抗策を講じることや先行投資等を行うことにより一層の企業価値向上を目指していくとみられており、特にDXやAI、テレワークの推進に需要拡大は継続しております。また業容拡大のための新規事業への参入も積極的に検討、実施していきます。

このような状況の中、当事業年度の売上高は、2,653,555千円(前年同期比86.5%増)となりました。営業利益は275,164千円(前事業年度比108.5%増)、経常利益は259,476千円(前事業年度比122.5%増)、当期純利益は177,799千円(前年同期比20.5%増)となりました。当事業年度において売上高につきましては、本業のAIアドバイザー事業(旧ITコンサルティング事業)、昨年より本格的に開始しましたAI&モルタル事業(旧デジタルサイネージ事業)とともに順調に推移し、期初の計画値を大きく上回り前年対比約2倍の達成となりました。また、利益につきましても、AIアドバイザー事業(旧ITコンサルティング事業)の利益率を意識した経営を進めてきたことと、AI&モルタル事業(旧デジタルサイネージ事業)案件も多く獲得できたことにより利益を計上することができました。

当事業年度の案件獲得状況においては、AIアドバイザー事業(旧ITコンサルティング事業)においては、JD Edwardsの3社システム統合に関連する大型案件が順調に推移しており来年度まで継続致します。その他バージョンUP案件を複数獲得しております。またAI&モルタル事業(旧デジタルサイネージ事業)においては、サーバーをはじめその他IT機器の大型案件を複数獲得しております。

新たにAIニュービジネス事業において、wifi-7販売で着実に販売実績を積み上げております。蓄電池事業も開始致しました。AIスクール事業におきましては国内だけでなく中国教育会社との提携を進めております。

なお、第63期も、経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいります。

各事業セグメントごとの経営実績は次のとおりであります。

AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）の売上高は989,218千円（前年同期比1.4%増）、営業利益は150,798千円（前年同期比19.5%増）、AI&モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）の売上高は1,564,669千円（前年同期比249.7%増）、営業利益は444,512千円（前年同期比128.3%増）、AIニュービジネス事業の売上高は99,667千円（前年同期計上なし）、営業損失は31,601千円（前年同期計上なし）となりました。

[AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）]

既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「ERPコンサルティング」においては、オラクル社のJD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwards、NetSuiteに関して既存顧客の運用保守が継続しており安定したストックビジネスになっております。またバージョンアップ、サーバーのリプレイス、クラウドへの移行等の案件も急増しており数件獲得しました。バージョンUPに関しては今期の需要も継続しております。その他既存顧客の大規模な追加改修案件が数件あり、3社システム統合の大規模案件も順調に実施中です。その他既存顧客のAI、DXなどの受注を促進していく予定です。

「人事コンサルティング」の分野においては、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援及び導入支援を行っております。本年度は受注も多くあり、引き続き拡大すると予想しております。

自動化・効率化コンサルティング領域（RPA、AI、DX等）

AI、DX領域においては検討をしている既存顧客は増加する傾向にあります。AI事業は日本国内では必要不可欠になってきております。AIの専門家と業務委託契約をしておりますので、中小企業を中心にAIアドバイザーの提案を実施しております。今年も継続致します。

M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討は随時実施しており現在1社優位に交渉を進めております。新規事業領域においては、wifi-7販売、AIスクール事業開設、蓄電池事業を開始致しました。

## その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. IT未経験者の採用とコンサルタントへの育成
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3. 既存コンサルタントのスキルアップ及び多能化による収益率の改善
4. 既存顧客向け付加価値サービスの開発と提案
5. 既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
6. ERPコンサルティング事業強化のための営業力強化
7. AI事業への進出（主にStorm Academy）
8. 自社ブランドwifi-7販売における代理店開拓
9. 蓄電池事業
10. 株主還元策の充実
11. 事業提携
12. SES事業
13. クラウド環境、データセンター販売

## [AI&モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）]

- ①LED看板設置とアドトラックによる広告提案を複数件実施しております。アドトラックは大阪万博と茨城県大洗花火大会への貸し出しを行い来場者の目に留まり、その会社への貸し出しも実施しました。LED看板につきましては、昨年設置実績が評価され、地方自治体の防災用LEDビジョンの設置と大阪難波駅前への設置が完了いたしました。今期は地方自治体の横展開が始まります。また渋谷駅前と周辺のLED設置案件が獲得できる見込みです。
- ②9月に組成いたしました第5号ファンドと10月の第6号ファンドは完売し、11月に組成いたしました第7号ファンドも順調に販売が進んでおり令和8年2月にも完売の予定です。今期は大規模で継続実施予定です。
- ③ファンド用仕入れ中古トラックの査定システムをAI技術を利用し開発中です。
- ④トラックファンド用のトラック業者の開拓を他県に渡り実施中。

## [AIニュービジネス事業]

### ①AIスクールビジネス

日本ではAIエンジニアやデータサイエンティストの人材供給が需要に追いついておらず、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の障壁になっています。AI人材不足の原因としては、日本の大学や専門学校では、AIやデータサイエンスに特化したカリキュラムが少なく、企業側も、AI人材を育成するための研修や学習機会が不足していることが現状を受けて、AI人材の育成を目的としてこれまでにない新たなAI技術取得を目指すスクールを開校いたしました。5月のStorm Academy開校によりAI授業の提案を国内、国外（主に中国）を実施しております。受講において無料キャンペーンを実施致しました。現在は中国教育会社と連携し中国籍の受講者を拡大しAI人材不足を補う計画も実施しています。

### ②AI技術開発

早稲田大学のAIゼミへの出資によりファンド中古トラックのAIによる査定システム開発や、トラックの燃費効率化をAIによるテストを実施中です。

### ③wifi-7販売

従来のwifi-6と比較し最大通信速度が約4.8倍となる次世代通信規格wifi-7を掲載したルーターの販売を令和7年2月21日より開始し、営業活動の積極化を推進しております。販売パートナーの提案を実施しており、販売実績が順調に積みあがり生産に対して既に60%販売しております。入札案件などに積極的に提案を致します。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した主な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、短期借入金及び長期借入金により1,250百万円、新株発行により399百万円、新株予約権の発行により8百万円及び新株予約権行使による株式発行により322百万円の資金調達を行いました。

また、総額8,791千円の新株予約権を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 第59期<br>(令和4年12月期) | 第60期<br>(令和5年12月期) | 第61期<br>(令和6年12月期) | 第62期<br>(当事業年度)<br>(令和7年12月期) |
|-------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 642,513            | 671,197            | 1,422,760          | 2,653,555                     |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                  | 14,711             | △70,555            | 147,528            | 177,799                       |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | 0.64               | △2.98              | 6.09               | 6.93                          |
| 総 資 産 (千円)                                | 985,875            | 1,199,204          | 2,336,125          | 5,059,487                     |
| 純 資 産 (千円)                                | 856,194            | 1,104,326          | 1,180,760          | 2,057,720                     |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円)                      | 37.06              | 45.13              | 48.88              | 74.63                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社では、継続的に収益を確保する仕組みを整備し事業の安定化を図るため、原点に回帰しERPソリューションに関連するコンサルティングに経営資源を集中することで業績の回復を達成することができました。本年度は、ERPソリューションに関連するコンサルティングの拡大のみならず、非IT事業領域の進出検討も含めて更なる事業規模の拡大を進めており、AI&モルタル事業もファンド組成を積極的に進め事業拡大を推進してまいります。

#### ① 財務基盤の充実

当社では、継続的に収益を確保する体制を維持しつつ、事業規模の拡大を実現するための戦略的な投資を実行するため、機動的な増資や金融機関からの融資を活用してまいります。

#### ② 短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社との間でシナジーが見込める企業との資本・業務提携等を目的としたM&Aを行うとともに、業容拡大に必要な人材の確保に取り組んでまいります。

#### ③ 株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の1つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度があります。また、剰余金の配当（復配）を早期に実施・継続していくとともに、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（令和7年12月31日現在）

| 事業区分                        | 主要製品                                             |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| AIアドバイザー事業<br>（旧コンサルティング事業） | システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、CIO/CMO支援、Webマーケティング支援 |
| AI&モルタル事業<br>（旧デジタルサイネージ事業） | LEDディスプレイ、LCDディスプレイ、アドトラック運用、ファンド組成              |
| AIニュービジネス事業                 | wifi-7販売、Storm Academy運営、AI技術開発                  |

(6) 主要な営業所（令和7年12月31日現在）

|    |                      |
|----|----------------------|
| 本社 | 東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11 |
|----|----------------------|

(7) 使用人の状況（令和7年12月31日現在）

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 34 (1.75) 名 | 1名増 (0.5名増) | 41.8歳 | 8.5年   |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（令和7年12月31日現在）

| 借入先        | 借入額    |
|------------|--------|
| 株式会社きらぼし銀行 | 278百万円 |
| 城南信用金庫     | 172百万円 |
| 東京信用金庫     | 79百万円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（令和7年12月31日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 27,871,232株 |
| (3) 株主数        | 11,799名     |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                               | 持株数     | 持株比率   |
|---------------------------------------------------|---------|--------|
| GX PARTNERS CO., LIMITED                          | 5,872千株 | 21.47% |
| スペース投資事業組合                                        | 1,618千株 | 5.92%  |
| 楽天証券株式会社共有口                                       | 779千株   | 2.85%  |
| BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED – CLIENTS' ACCOUNT | 776千株   | 2.84%  |
| 岡三にいがた証券株式会社                                      | 632千株   | 2.31%  |
| BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. SINGAPORE CLIENTS    | 531千株   | 1.94%  |
| 戸谷松一                                              | 500千株   | 1.83%  |
| 株式会社ゼット                                           | 454千株   | 1.66%  |
| 蒲田有利                                              | 376千株   | 1.37%  |
| 株式会社DMM.com証券                                     | 339千株   | 1.24%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を518,037株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

令和5年6月30日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 21,505個                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 2,150,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり374円                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和5年7月18日                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 279円                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和5年7月18日から令和8年7月17日                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 279円<br>資本組入額 139.5円(注)                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使の条件                            | (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。<br>(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。<br>(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 割当先                                    | B&Dエナジー投資事業有限責任組合                                                                                                                                                                                                                  |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

令和5年12月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 20,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 2,000,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり1円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和6年1月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 143円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和8年1月15日から令和16年1月14日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 143円<br>資本組入額 71.5円(注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円(但し、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回っている場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>(2) 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様)に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>(3) 上記①及び②に関わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(7) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 割当先 | 当社取締役 7名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

令和6年7月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 15,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 1,500,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり206円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和5年8月9日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 200円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和6年8月9日から令和11年8月8日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 200円<br>資本組入額 100円(注)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が300円(但し、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を終値で上回った場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>(2) 上記①に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様)に記載された営業利益が50万円を超過した場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、定年による退職など正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> |
| 割当先 | <p>当社取締役 6名</p> <p>当社執行役員 2名</p>                                                                                                                                                                                          |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

令和7年4月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 39,603個                                                                                                                                                                                                                                           |
| 新株予約権の目的である株式の種類と数                     | 普通株式 3,960,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり222円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の払込期日                             | 令和7年5月14日                                                                                                                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 1株につき 202円                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使期間                             | 令和7年5月14日から令和10年5月13日                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 202円<br>資本組入額 101円(注)                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(3) 各本新株予約権の一部行使はできない。</p> |
| 割当先                                    | スペース投資事業組合                                                                                                                                                                                                                                        |

(注) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役の状況（令和7年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                     |
|---------------|---------|--------------------------------------------------|
| 代表取締役         | 今 井 俊 夫 | 社長執行役員                                           |
| 取締役           | 辛 澤     | －                                                |
| 取締役（社外）       | 松 田 華 織 | 株式会社Not 取締役<br>Kamivision Inc 社長兼General Manager |
| 取締役（監査等委員・社外） | 寺 尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員                   |
| 取締役（監査等委員・社外） | 大澤 健太郎  | 司法書士事務所アルファ・パートナーズ 代表司法書士                        |
| 取締役（監査等委員・社外） | 陸 敏     | 瑞龍バイオハイテック株式会社<br>管理部部长                          |
| 取締役（監査等委員・社外） | 仲 摩 昌 三 | －                                                |

- (注) 1. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 当社は、東京証券取引所に対して、松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 当社と松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。
- 当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。
- なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。
5. 寺尾潔氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名    | 退任日       | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|-----------|------|---------------------|
| 曹 亦 然 | 令和7年3月28日 | 任期満了 | 取締役EV事業本部長          |

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和7年3月28日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬総額の範囲において、各取締役の個別の役員報酬は「代表取締役に一任」して決定しております。

b. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長執行役員今井俊夫氏に対し各取締役の個別の役員報酬の決定を委任しております。委任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も良く把握している代表取締役が適していると判断したためであります。

c. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区分                         | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額 (千円)   |             |        | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-------------------|-------------------|-------------|--------|-----------------------|
|                            |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 45,570<br>(1,680) | 45,570<br>(1,680) | —           | —      | 4<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 5,760<br>(5,760)  | 5,760<br>(5,760)  | —           | —      | 4<br>(4)              |
| 合計<br>（うち社外役員）             | 51,330<br>(7,440) | 51,330<br>(7,440) | —           | —      | 8<br>(5)              |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役会は、代表取締役社長執行役員今井俊夫氏に対し、各取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

3. 取締役の報酬限度額は、平成28年3月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点での、取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名     | 重要な兼職の状況                                         | 当社と当該他の法人等との関係 |
|--------|--------------------------------------------------|----------------|
| 松田 華織  | 株式会社Not 取締役<br>Kamivision Inc 社長兼General Manager | 特別の関係はありません。   |
| 寺尾 潔   | 株式会社E-FAS 代表取締役<br>辰巳監査法人 代表社員                   | 特別の関係はありません。   |
| 大澤 健太郎 | 司法書士事務所「ワタ・パートナーズ」代表司法書士                         | 特別の関係はありません。   |
| 陸 敏    | 瑞龍バイオハイテック株式会社<br>管理部部長                          | 特別の関係はありません。   |
| 仲摩 昌三  | —                                                | —              |

②当事業年度における主な活動状況

|                      | 活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                  |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>松田 華織         | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、事業展開に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。                                                                      |
| 取締役（監査等委員）<br>寺尾 潔   | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査等委員会13回のうち11回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営、財務会計に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>大澤 健太郎 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会13回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な司法書士としての経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。    |
| 取締役（監査等委員）<br>陸 敏    | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。              |
| 取締役（監査等委員）<br>仲摩 昌三  | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、その豊富な経営に関する経験から、出席の都度、発言・意見の表明等が適宜行われております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。              |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
フロンティア監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 支払額      |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 24,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人フロンティア監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。
  - ・コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・リスクマネジメント委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
  - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
  - ・当社における業務の適正を確保するため、当社グループ会社管理規程及びコンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。
  - ・リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査等委員会の業務補助のため必要に応じて、スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- ・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - ・内部通報制度を整備し、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、必要に応じて事業部門会議その他の重要な会議等に出席し、取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。
  - ・幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、月1回の経営会議（構成員は執行役員、監査等委員、必要に応じて本部長）を開催する。
  - ・監査等委員は職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理の履行を保障される。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ・取締役会

取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、会社の戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役会）と業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

### ・監査等委員会

監査等委員会は取締役（監査等委員）4名で構成され、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも十分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。なお、内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正性及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程、行動基準などの社内規程類等の整備、運用に取り組んでおります。また、内部監査を適正かつ円滑に実施するために、内部監査担当を設置しており、一定の基準に従って、審査等を行っております。内部監査担当は、実施した内部監査の結果状況を監査等委員に報告する体制としております。監査等委員は、内部監査担当に対して、必要な調査・報告を要請いたします。

### ・社外取締役

当社の取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）4名が社外取締役であります。

社外取締役は、取締役会に出席し、社外経験を活かした客観的な見地及び独立した立場から他の取締役の監視監督を行っております。また、内部監査担当による報告や各種情報を取締役会を通じ入手するとともに、必要があれば直接情報・意見の交換等を行い、監視監督の質の向上を図っております。さらに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。

### ・内部監査の状況

内部監査につきましては、代表取締役により管理本部に所属する従業員が指名され、内部監査担当の業務として相互監査の方法により業務の監査を実行しております。内部監査担当は監査等委員会とも協調した上で、年間監査計画に基づき関係諸法令や当社諸規程に従い当社及び関連会社の監査・指導を行っております。

# 貸借対照表

(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 資 産 の 部  |           | 負 債 の 部         |           |
| 流 動 資 産  | 4,618,846 | 流 動 負 債         | 2,256,434 |
| 現金及び預金   | 388,700   | 買掛金             | 865,721   |
| 売掛金      | 2,821,514 | 短期借入金           | 728,400   |
| 商品       | 204,847   | 1年内返済予定の長期借入金   | 100,380   |
| 仕掛品      | 182,183   | リース債務           | 57,966    |
| 前払費用     | 180,993   | 未払金             | 193,431   |
| 未収入金     | 526,526   | 未払費用            | 15,590    |
| リース投資資産  | 203,432   | 未払法人税等          | 109,330   |
| 前渡資金     | 149,332   | 未払消費税等          | 34,133    |
| 短期貸付金    | 258       | 前受金             | 139,659   |
| 預け金      | 12        | 預り金             | 2,220     |
| その他      | 420       | 賞与引当金           | 9,600     |
| 貸倒引当金    | △39,375   | 固 定 負 債         | 745,332   |
| 固 定 資 産  | 440,641   | 長期借入金           | 222,428   |
| 有形固定資産   | 147,000   | 長期未払金           | 7,083     |
| 建物       | 1,379     | 長期リース債務         | 150,752   |
| 工具器具備品   | 7,349     | 長期前受収益          | 335,372   |
| 車両運搬具    | 3,811     | 退職給付引当金         | 29,697    |
| リース資産    | 17,086    | 負 債 合 計         | 3,001,767 |
| 土地       | 38,173    | 純 資 産 の 部       |           |
| 建設仮勘定    | 79,200    | 株 主 資 本         | 2,041,308 |
| 無形固定資産   | 24,629    | 資 本 金           | 458,236   |
| ソフトウェア   | 15,756    | 資 本 剰 余 金       | 1,371,385 |
| その他      | 8,872     | 資本準備金           | 1,096,663 |
| 投資その他の資産 | 269,011   | その他資本剰余金        | 274,722   |
| 投資有価証券   | 29,900    | 利 益 剰 余 金       | 325,327   |
| 出資金      | 500       | 利益準備金           | 550       |
| 関連会社株式   | 0         | その他利益剰余金        | 324,777   |
| 敷金及び保証金  | 10,797    | 繰越利益剰余金         | 324,777   |
| 長期前払費用   | 227,813   | 自 己 株 式         | △113,641  |
| 資 産 合 計  | 5,059,487 | 新 株 予 約 権       | 16,411    |
|          |           | 純 資 産 合 計       | 2,057,720 |
|          |           | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 5,059,487 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 令和7年1月1日から  
令和7年12月31日まで ）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,653,555 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,707,246 |
| 売 上 総 利 益               |        | 946,308   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 671,143   |
| 営 業 利 益                 |        | 275,164   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 923    |           |
| 受 取 配 当 金               | 8      |           |
| 受 取 保 険 金               | 3,038  |           |
| 為 替 差 益                 | 320    |           |
| そ の 他                   | 1,385  | 5,675     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 20,826 |           |
| 支 払 保 証 料               | 537    | 21,363    |
| 経 常 利 益                 |        | 259,476   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 8,707  | 8,707     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 268,183   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 90,384 | 90,384    |
| 当 期 純 利 益               |        | 177,799   |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 令和7年1月1日から  
令和7年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |              |              |                           |              |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------|---------------------------|--------------|
|                         | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |              | その 他<br>利益剰余金<br>繰上り利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備<br>金 | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利 益<br>準 備 金 |                           |              |
| 当 期 首 残 高               | 95,000  | 733,426   | 274,722      | 1,008,149    | 550          | 146,978                   | 147,528      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |              |              |                           |              |
| 新 株 の 発 行               | 199,990 | 199,990   |              | 199,990      |              |                           |              |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）     | 163,246 | 163,246   |              | 163,246      |              |                           |              |
| 新株予約権の発行                |         |           |              | —            |              |                           |              |
| 新株予約権の行使                |         |           |              | —            |              |                           |              |
| 自己株式の取得                 |         |           |              | —            |              |                           |              |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              | —            |              | 177,799                   | 177,799      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |              |              |              |                           |              |
| 当期変動額合計                 | 363,236 | 363,236   | —            | 363,236      | —            | 177,799                   | 177,799      |
| 当 期 末 残 高               | 458,236 | 1,096,663 | 274,722      | 1,371,385    | 550          | 324,777                   | 325,327      |

|                         | 株主資本     |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|--------|-----------|
|                         | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算差額<br>等合計 |        |           |
| 当 期 首 残 高               | △79,474  | 1,171,202 | △1,595           | △1,595         | 11,152 | 1,180,760 |
| 当 期 変 動 額               |          |           |                  |                |        |           |
| 新 株 の 発 行               |          | 399,980   |                  |                |        | 399,980   |
| 新株の発行（新株<br>予約権の行使）     |          | 326,492   |                  |                |        | 326,492   |
| 新株予約権の発行                |          | —         |                  |                | 8,791  | 8,791     |
| 新株予約権の行使                |          | —         |                  |                | △3,532 | △3,532    |
| 自己株式の取得                 | △34,166  | △34,166   |                  |                |        | △34,166   |
| 当 期 純 利 益               |          | 177,799   |                  |                |        | 177,799   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          | —         | 1,595            | 1,595          |        | 1,595     |
| 当期変動額合計                 | △34,166  | 870,105   | 1,595            | 1,595          | 5,259  | 876,959   |
| 当 期 末 残 高               | △113,641 | 2,041,308 | —                | —              | 16,411 | 2,057,720 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚卸資産

商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具器具備品 4～10年

車両運搬具 2～4年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法、販売用ソフトウェアについては、見込有効期間(3年以内)に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引対価については、履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (1) AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）

AIアドバイザー事業では、顧客に対するソフトウェア開発支援等のITコンサルティングを行っております。これらの取引では顧客との準委任契約又は請負契約に基づき、情報システムの設計、開発や導入を支援する業務を受託し、その履行義務を負っております。

準委任契約に基づく受託業務では、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき認識しております。

請負契約は、主に受注制作のソフトウェア開発及びその運用支援に関する受託業務であります。当社はERPソリューションシステムの導入支援コンサルティングからソフトウェア開発及び運用保守に至る一連のサービスを提供しており、その収益は請負契約に定められた金額及び履行義務の充足にかかる進捗度に基づき、一定の期間にわたり認識しております。

#### (2) AI&モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）

AI&モルタル事業では、次の事業を行っております。

##### ①商品販売

商品販売では、LEDディスプレイやLCDディスプレイ及びそれらの接続機器などのデジタルサイネージ関連商品、インターネット接続を行うための電子機器などのネットワーク関連商品、健康器具や健康食品、化粧品などの健康・美容関連商品の販売を行っております。

商品販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

## ②トラックファンド

トラックファンド等に対してトラック等の車両を販売しております。  
トラック等の車両販売では、顧客との販売契約に基づいて車両を引き渡し履行義務を負っております。このような車両の販売については、車両の引き渡しにより顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しておりますが、当社が代理人として取引に関与している場合には、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。また、販売した車両をリースバックする場合には、企業会計基準第13号「リース会計に関する会計基準」（企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正）に基づきファイナンス・リース取引の判定を行い、当該リースバック取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、リース対象となる車両（以下、「リース資産」という。）の売却に伴う利益を長期前受収益として繰延処理し、リース期間に応じて各期へ配分することにより、売上計上しております。なお、当該長期前受収益の配分による売上計上額は、当該リース資産の減価償却費と相殺し、その差額を売上高又は減価償却費（売上原価）として計上しております。

## ③リース取引

トラック等の車両を賃貸借しております。  
車両の賃貸借取引（以下、「リース取引」という。）については、一定の期間を設け、当該期間内において車両の賃貸借契約を提供するものであり、当該期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しておりますが、企業会計基準第13号「リース会計に関する会計基準」（企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正）に基づき、当該リース取引がオペレーティング・リース取引に該当する場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、当該リース取引が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース投資資産として計上し、受取リース料と投資元本との差額を利息相当額として収益認識し、受取利息として計上しております。なお、当該リース取引が、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正）第47項に基づく転リース取引に該当する場合は、貸手としてのリース債権又はリース投資資産と借手としてのリース債務を計上し、貸手として受け取るリース料総額と借手として支払うリース料総額の差額を転リース差益として認識し、純額で売上を計上しております。

## ④ファクタリング取引（債権売買）

顧客から売掛等の債権を買い取るファクタリング取引（債権売買）を行っております。

ファクタリング取引では、顧客との債権売買契約に基づいて、信用リスクに応じた一定の割引率で割引いた額で債権を買い取り、当該債権を回収することで、その差額の収益を認識し、純額で売上に計上しております。

(3) AIニュービジネス事業

AIニュービジネス事業では、次の事業を行っております。

①wifi-7販売

当社独自の商品であるwifi-7(GT-W780)及び関連する接続機器等の販売を行っております。

wifi-7の販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

②再生エネルギー関連商品販売

太陽光ソーラーパネル及び蓄電池など再生エネルギー関連商品の販売を行っております。

再生エネルギー関連商品販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

③AIスクールビジネス

AI技術者の育成を目的とした教育システムであるStorm Academyの運営を行っております。

AIスクールビジネスでは、顧客への映像授業の配信を行っており、顧客との受講契約に基づき受講期間にわたり受講サービスを提供する義務を負っております。このような受講契約については、受講期間が経過するにつれ履行義務が充足されるため、当該期間に応じて収益を認識しております。また、顧客の受講申し込み時に受け取る事務手数料については、受講申し込み手続きの完了時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|               | 報告セグメント    |           |             | 合計        |
|---------------|------------|-----------|-------------|-----------|
|               | AIアドバイザー事業 | AI&モータル事業 | AIニュービジネス事業 |           |
| I Tコンサルティング   | 989,218    | —         | —           | 989,218   |
| 商品販売          | —          | 735,027   | 99,415      | 834,444   |
| トラックファンド      | —          | 563,139   | —           | 563,139   |
| その他           | —          | 8,976     | 251         | 9,228     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 989,218    | 1,307,143 | 99,667      | 2,396,029 |
| その他の収益        | —          | 257,525   | —           | 257,525   |
| 外部顧客への売上高     | 989,218    | 1,564,669 | 99,667      | 2,653,555 |

(注) その他の収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引が含まれております。

(2) 顧客の契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 56,955千円  
上記減価償却累計額には、減損損失累計額1,695千円が含まれております。
2. 関係会社に対する金銭債権  
該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高  
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数  |
|-------|-------------|------------|------------|-------------|
| 普通株式  | 24,291,132株 | 3,580,100株 | 一株         | 27,871,232株 |
| 合計    | 24,291,132株 | 3,580,100株 | 一株         | 27,871,232株 |
| 自己株式  | 354,037株    | 164,000株   | 一株         | 518,037株    |
| 合計    | 354,037株    | 164,000株   | 一株         | 518,037株    |

(注) 普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当増資による増加1,980,100株及び新株予約権の行使による増加1,600,000株であります。

自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 6,010,800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、長期前受収益、貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金などであり、評価性引当額を控除しております。

(持分法損益に関する注記)

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 関連会社に対する投資の金額      | 0千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | －円  |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額 | －円  |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、未収入金及びリース投資資産は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、貸借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は3ヶ月以内であります。借入金及びリース債務は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、その一部は変動金利のため金利の変動のリスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

|             | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額     |
|-------------|----------|---------|--------|
| (1) リース投資資産 | 203,432  | 202,284 | △1,147 |
| 資産計         | 203,432  | 202,284 | △1,147 |
| (2) リース債務   | 208,718  | 207,183 | △1,535 |
| (3) 長期借入金   | 322,808  | 318,325 | △4,482 |
| 負債計         | 531,526  | 525,508 | △6,018 |

(注) 「リース債務」には、「短期のリース債務」を含んでおります。

「長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含んでおります。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |         |      |         |
|---------|------|---------|------|---------|
|         | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| リース投資資産 | —    | 202,284 | —    | 202,284 |
| 資産計     | —    | 202,284 | —    | 202,284 |
| リース債務   | —    | 207,183 | —    | 207,183 |
| 長期借入金   | —    | 318,325 | —    | 318,325 |
| 負債計     | —    | 525,508 | —    | 525,508 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### リース投資資産

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース資産及び長期借入金

元利金の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 関連会社等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類                        | 会社等の<br>名 称      | 議決権等の<br>所有（被所<br>有）割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係                        | 取引内容  | 取引金額<br>(千円) | 科 目  | 期末残高<br>(千円) |
|----------------------------|------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-------|--------------|------|--------------|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 | 情報環境ソリューションズ株式会社 | —                             | 業務委託契約の締結<br>当社副社長<br>執行役員が<br>代表取締役 | 売上高   | 40,700       | 売掛金  | 3,685        |
|                            |                  |                               |                                      | 経費の立替 | 54,138       | 未収入金 | 3,915        |
|                            |                  |                               |                                      | 外注費   | 105,085      | 買掛金  | 5,614        |
|                            |                  |                               |                                      | 業務委託料 | 5,400        | 未払金  | 330          |
|                            |                  |                               |                                      | その他経費 | 750          |      |              |
|                            |                  |                               |                                      | 雑収入   | 240          |      |              |

(注) 1. 取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。

2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 経費の立替については、一時的に当社が立替払いしているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 74円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 6円93銭  |

## (重要な後発事象に関する注記)

### (行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、令和7年12月17日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを下記のとおり決議いたしました。本第三者割当については、大規模な希薄化(25%超)を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様のご意思確認をさせていただき、令和8年1月9日開催の臨時株主総会において承認を得ております。

1. 新株予約権の名称 AIストーム株式会社第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金26,436,775円
3. 申込期日 令和8年1月13日
4. 割当日及び払込期日 令和8年1月13日
5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をSINO PRIDE VENTURE S LIMITEDに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式22,988,500株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 229,885個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金115円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初261円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。
10. 行使価格の修正
- (1) 本新株予約権の当初行使価額は、261円とし、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第18項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。
- (2) 行使価額は150円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。
11. 行使価額の調整
- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \text{1株当} \\
 \text{行使価} & = & \text{行使価} & \times & \text{既発行普} & + & \text{り} \\
 \text{額} & & \text{額} & & \text{通株式数} & & \text{払込金額} \\
 & & & & & & \text{1株当たりの時価} \\
 & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{割当株式数}
 \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本項(2)①乃至③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 12. 本新株予約権の行使期間

2026年1月13日から2031年1月10日までとする。

#### 13. その他の本新株予約権の行使の条件

(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。

(2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 14. 本新株予約権の取得

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

19. 行使請求受付場所

AIストーム株式会社 管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店

21. 本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。
22. 株式の交付方法
- 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日から2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。
23. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年2月20日

AIストーム株式会社  
取締役会 御中

フロンティア監査法人  
東京都品川区

|        |       |      |
|--------|-------|------|
| 指定社員   | 公認会計士 | 本郷大輔 |
| 業務執行社員 |       |      |
| 指定社員   | 公認会計士 | 池貝将大 |
| 業務執行社員 |       |      |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AIストーム株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、令和7年12月17日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年2月20日

AIストーム株式会社 監査等委員会

|           |     |     |   |
|-----------|-----|-----|---|
| 監 査 等 委 員 | 寺 尾 | 潔   | Ⓔ |
| 監 査 等 委 員 | 大 澤 | 健 太 | Ⓔ |
| 監 査 等 委 員 | 陸   | 敏   | Ⓔ |
| 監 査 等 委 員 | 仲 摩 | 昌 三 | Ⓔ |

(注) 監査等委員寺尾潔、大澤健太郎、陸敏、仲摩昌三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

当社は、経済産業省が主導する株主総会プロセスの電子化促進等への取り組みとして、書面による議決権行使の他にインターネット専用の議決権行使サイトをご用意いたしております。インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

### <当社の指定する議決権行使サイトのご案内>

<https://www.web54.net>



### <インターネットによる議決権行使のご案内>

#### 1. 議決権行使サイトのご案内

インターネットにより議決権行使をされる場合は、上記QRコード（※）からアクセスいただき議案の賛否をご入力ください。

議決権行使期限：令和8年3月27日（金曜日）午後5時30分入力完了分まで受け付けいたします。

#### 2. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い

- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効のものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

#### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主の皆様のご負担となりますので、ご了承下さい。

システムに関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
0120-652-031（フリーダイヤル） 受付時間 9:00～21:00

（※）「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金処分につきまして、当期業績及び内部留保の必要性を総合的に勘案し、以下のとおり復配いたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき3円00銭 総額82,059,585円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和8年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

将来の機動的な資本政策のため、授権資本枠を拡大する観点から現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示します）

| 現 行 定 款                                                    | 変 更 案                                                       |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| （発行可能株式総数）<br>第6条 会社の発行可能株式総数は、<br><u>50,000,000株</u> とする。 | （発行可能株式総数）<br>第6条 会社の発行可能株式総数は、<br><u>110,000,000株</u> とする。 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                          | いまい としお<br>今井 俊夫<br>(昭和37年9月26日) | 昭和61年4月 株式会社ニッセイコム 入社<br>(システム部開発課主任)<br>昭和63年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社<br>(システム本部システム課長)<br>平成10年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社<br>(GB事業部流通営業部長)<br>平成16年8月 フューチャーアーキテクト株式会社<br>入社 (流通事業部営業部長)<br>平成19年3月 コムテック株式会社 入社<br>(執行役員 マーケティング・サポート事業本部長)<br>平成25年11月 株式会社イグアス 入社<br>(新規事業本部長)<br>平成29年1月 タクトシステムズ株式会社 入社<br>(執行役員 営業部長)<br>令和3年7月 当社入社<br>専務執行役員 営業本部長<br>令和5年3月 当社 代表取締役 社長執行役員兼営業本部長<br>令和6年4月 当社 代表取締役 社長執行役員<br>(現任) | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>今井俊夫氏は、これまで、複数の国内IT企業での豊富な経験を有しており、当社の構造改革の中心的な立場として携わって参りました。IT業界における豊富な経験・見識・人脈を当社の経営に直接活かし、当社の成長を実現していただくことを期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2                                                                                                                                                                | しん ぞ<br>辛 澤<br>(昭和40年3月21日)      | 平成25年6月 香港 BMI Hospitality Service Limited (現 GX PARTNERS CO., LIMITED) 代表取締役<br>平成27年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任 (現任)<br>令和3年6月 石垣食品株式会社 取締役<br>令和3年10月 当社 取締役 (現任)                                                                                                                                                                                                 | 一株                 |
| <p>&lt;取締役候補者の選任理由&gt;<br/>辛澤氏は、投資事業による企業価値向上の実績が数多くあり、幅広い分野での豊富な経験・見識・人脈を有しております。これらを引き続き当社の経営に活かし、企業買収面での新規事業領域拡大に期待し、当社の業務執行取締役としての選任をお願いします。</p>             |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |
| 3                                                                                                                                                                | まつだ かおり<br>松田 華織<br>(昭和53年6月18日) | 平成17年6月 野村企業諮詢(上海)有限公司 入社<br>平成23年7月 Fosun Group/復星集団 入社<br>平成27年3月 Fosun Group/復星集団 東京執行首席代表<br>平成27年7月 復星マネジメント・ジャパン株式会社 代表取締役<br>平成27年9月 株式会社イデラキャピタルマネジメント 社外取締役<br>令和元年6月 上海金晨碧雲投資管理有限公司 顧問 (現任)<br>令和2年9月 株式会社Not 取締役 (現任)<br>令和3年10月 当社 社外取締役 (現任)<br>令和5年11月 株式会社ジー・スリーホールディングス 取締役 (非常勤)<br>令和7年9月 Kamivision Inc. 日本法人Kami株式会社 社長兼General Manager (現任) | 10,000株            |
| <p>&lt;社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>松田華織氏は、日本及び海外におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。これらを引き続き当社の経営にいかしていただき、業務執行体制に対する助言・協力を期待し、当社の社外取締役としての選任をお願いします。</p> |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                    |

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田華織氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松田華織氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年5か月であります。
4. 当社は、当社定款において、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除きます。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、松田華織氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、松田華織氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員にする予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1                                                                                                                                                                                           | 寺尾 潔<br>(昭和44年8月19日)    | 平成6年4月 辰巳共同会計事務所（現辰巳監査法人） 入所<br>平成10年5月 寺尾公認会計士事務所（現I&R会計事務所） 開業<br>平成22年9月 (株)I&Rビジネスパートナーズ 代表取締役（現任）<br>平成27年2月 (株)E-FAS 代表取締役（現任）<br>令和2年1月 辰巳監査法人 代表社員（現任）<br>令和2年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） | 10,000株            |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>寺尾潔氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験があるとともに、ベンチャー企業でのCF0の経験を有しており、また、数多くのM&amp;A支援の経験、経営者としての知見を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待しています。</p> |                         |                                                                                                                                                                                             |                    |
| 2                                                                                                                                                                                           | 大澤 健太郎<br>(昭和49年10月22日) | 平成12年1月 司法書士中島圭一事務所 入所<br>平成14年8月 司法書士事務所アルファパートナーズ 開業<br>代表司法書士（現任）<br>令和2年3月 当社 社外取締役<br>令和3年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）                                                                        | 100,000株           |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>大澤健太郎氏は、これまで、司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組織再編の支援の経験・知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただき、業務執行取締役に対するガバナンス・監査等委員会の監査の強化に活かしていただくことを期待しています。</p>              |                         |                                                                                                                                                                                             |                    |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                              | りく びん<br>陸 敏<br>(昭和47年5月30日)        | 平成18年3月 燦坤日本電器株式会社 入社<br>平成20年8月 株式会社セイコーインターナショナル 入社<br>平成28年10月 株式会社三友商事 管理部部长<br>平成30年9月 gipro japan株式会社 転籍 経理部部长<br>令和元年12月 瑞龍バイオハイテック株式会社 転籍<br>管理部部长 (現任)<br>令和4年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) | 一株                 |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>陸敏氏は、女性及び外国人であり、ダイバシティの流れにふさわしい人物です。管理部門の豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待しています。</p>                                           |                                     |                                                                                                                                                                                                |                    |
| 4                                                                                                                                                                                                              | なかま しょうぞう<br>仲摩 昌三<br>(昭和33年11月30日) | 昭和56年4月 大分県竹田市役所 入所<br>昭和59年3月 警視庁 入庁<br>令和元年10月 株式会社セブンアイ・ホールディングス<br>総務部 渉外担当<br>令和6年3月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)                                                                                 | 一株                 |
| <p>&lt;監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要&gt;<br/>仲摩昌三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年警視庁に勤務され、その経験から社内のコンプライアンス遵守を指導いただくにふさわしい人物です。豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待しています。</p> |                                     |                                                                                                                                                                                                |                    |

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社定款において、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除きます。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任について一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めており、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏の4氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく、監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。  
4. 寺尾潔氏、大澤健太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。  
5. 陸敏氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。  
6. 仲摩昌三氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。  
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。  
8. 寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合、引き続き独立役員にする予定であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるフロンティア監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たにESネクスト有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がESネクスト有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査の実施体制、監査の実施方針、監査意見の表明にあたっての審査体制及び独立性の保持を含む品質管理体制、監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

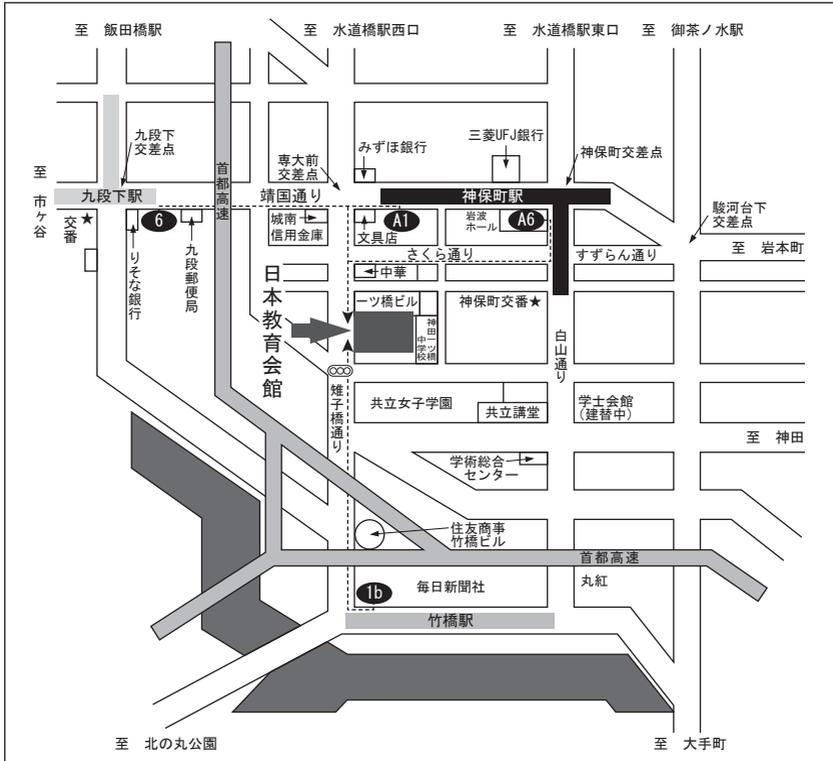
|            |                                                                                                |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称         | ESネクスト有限責任監査法人                                                                                 |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都千代田区大手町2丁目1番1号<br>大成大手町ビル 9階                                                                |
| 沿革         | 令和2年7月 ESネクスト監査法人設立<br>令和4年2月 有限責任監査法人への移行に伴い、ESネクスト有限責任監査法人へ名称変更                              |
| 概要         | 出資金 35百万円<br>構成人員 理事パートナー：9名<br>パートナー：26名<br>公認会計士：37名<br>公認会計士試験合格者：95名<br>その他：29名<br>合計：196名 |

(注) 本議案が原案どおり承認され、ESネクスト有限責任監査法人が選任された場合は、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損額賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一ツ橋二丁目6番2号  
 日本教育会館 7階 707号会議室  
 電話 03-3230-2831



## 《交通》

- 地下鉄 都営新宿線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
 都営三田線「神保町」駅 A6出口 下車徒歩5分  
 東京メトロ半蔵門線「神保町」駅 A1出口 下車徒歩3分  
 東京メトロ東西線「竹橋」駅 1b北の丸公園側出口 下車徒歩5分  
 東京メトロ東西線「九段下」駅 6番出口 下車徒歩7分  
 J R線 総武線「水道橋」駅 西口出口 下車徒歩15分

なお、本会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。